学校等支援研修

1 対象

- (1) 県立高等学校及び特別支援学校
- (2) (1) の学校に勤務する教職員で組織する団体(研究会、研修会、協会、協議会)
- (3) 小・中学校、市町教育委員会及び各種団体等(支援・申込については、P.94 5を御覧ください。)

2 支援内容

分 野	支 援 内 容 (例)			
マネジメント等 に関すること	○ファシリテーション○ 営校のビジョンづくり○問題の整理法と目標設定○ 職場における人材育成○ チームビルディング○ コーチング			
学習指導に 関すること	○教科指導○学習指導(「主体的・対話的で深い学び」の実現、学習評価等)○特別活動、総合的な学習(探究)の時間			
特別支援教育に関すること	○インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進について○発達障害の理解と支援方法 ○特別支援教育における授業づくり○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり			
教育の情報化に 関すること	○授業におけるICT活用○プログラミング教育○情報モラル教育			
生涯学習推進・学校 図書館に関すること	○生涯学習社会における学校と地域の連携○主体的な学びを支える学校図書館づくり及び運営について			
生徒指導に 関すること	○生徒指導 ○いじめの未然防止			
教育相談に 関すること	○児童生徒、または保護者との教育相談の基本と演習 ○教職員の観察力を高める - 不登校の未然防止、早期発見・早期対応- ○ケース会議の手法 - アセスメントとプランニングによる不登校支援-			
進路指導に 関すること	○進路指導○ 進路シラバス			

3 県立学校等の申込から決定までの流れ(小・中学校、市町教育委員会等はP.94 5へ)

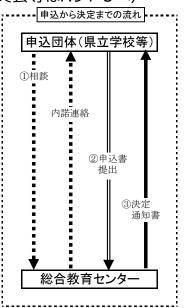
- ① 依頼したい内容、実施希望日時等について、学校等の担当者は生涯学習企画 課企画班に電話で相談してください。電話番号 0537-24-9706
- ② センターから内諾の連絡を受けた後、学校等の担当者は生涯学習企画課企画 班へメールで「学校等支援研修申込書」を送信してください。

メールアトレス centerkensyu@pref.shizuoka.lg.jp

③ センターは「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)宛てに電子メール 又はファクシミリで送付します。

4 留意点

- (1) 5月7日(火)から申込みを開始します。その後は、随時申込が可能です。研修 実施日の1か月前までに申込書を送付してください。
- (2) 決定通知書が送付された後、訪問する職員と事前に打合せを行ってください。 企画・運営は学校等の担当者でお願いします。研修会場については、学校等が希望する場所で行います。センターで実施することも可能です。
- (3) 研修終了後、研修参加者にアンケートの回答をお願いします。学校等の担当者は、アンケートを集計し、センターまで送付してください。(アンケートを実施しない場合もあります。)
- (4) センター業務に支障がある場合には、学校等支援研修に対応できないこともあります。対応できない場合でも、他機関の紹介や資料の提供が可能なこともあります。問合せの際に確認してください。
- (5) 訪問するセンター職員の旅費については、センターが負担します。
- (6) 申込後、実施できなくなった場合には、訪問するセンター職員に必ず電話で連絡してください。



5 小・中学校、市町教育委員会等への支援について

(1) ねらい等

教育事務所は、学校等支援研修について、「学校の指導力向上支援」「市町における研修の充実支援」をねらいとして、学校、研究会等の要請に応じ、参事・指導主事等を講師として派遣し研修を支援します。

教育事務所でセンターの支援が必要であるとした研修やセンターの研究関係等の研修については、センターが小中 学校等へ支援することができます。

(2) 支援内容等

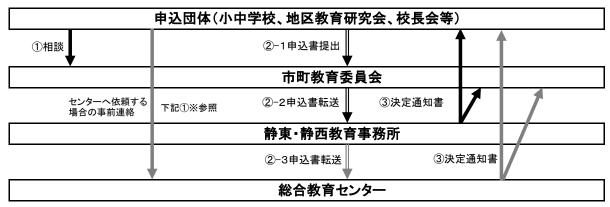
① 教育事務所の支援内容

教育事務所に依頼する学校等支援研修については、教育事務所から別途通知される実施要項、指示に従って ください。

② センターの支援内容

支援内容	担当課	連絡先	
・「主体的・対話的で深い学び」の実践	小中学校支援課	0537-24-9730	
・ユニバーサルデザインの視点を取り	特別支援課	0537-24-9755	
・発達障害の理解と支援方法			
・学校のビジョンづくり	ファシリテーション		
・職場における人材育成・	チームビルディング	研修課	0537-24-9719
・問題の整理法と目標設定 ・	コーチング		
・児童生徒への教育相談を中心とした			
・教職員の観察力を高める - 不登校の	教育相談課	0537-24-9735	
ケース会議の手法 ーアセスメントとプラ			

(3) 申込から決定までの流れ



① 相談

支援を希望する場合、学校等は所管する市町教育委員会に相談します。市町教育委員会は、相談内容を精査し、必要と認めた時は次のような手順で手続きを進めます。

- 教育事務所による支援については、市町教育委員会が地域支援課指導監宛てに支援を要請します。教育事務所は、市町教育委員会に回答し、学校に伝達されます。
- ・総合教育センターへの依頼については、学校は、市町教育委員会からの了承を得た後、センターへ電話で連絡し、支援内容の詳細・希望日時等について調整します。(※)

② 申込書提出

支援日程が決まった後、学校等の担当者は、市町教育委員会へ電子メールで申込書を送信します。その後、市町教育委員会は教育事務所へ送信(転送)します。

センターが依頼を受けた場合は、教育事務所はセンターへ送信(転送)します。

③ 決定通知書

教育事務所は、「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)と市町教育委員会宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。

センターが支援を行う場合は、センターは「学校等支援研修決定通知書」を所属長(代表者)と市町教育委員会宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。

その後の連絡は派遣職員に直接お願いします。

(4) 申込様式について

教育事務所から事前に配布した様式の申込書を利用する。静西教育事務所の学校等支援研修の申込書については、センターホームページからダウンロードして使用することができます。

【問合せ先】

静東教育事務所が行う学校等支援研修 静西教育事務所が行う学校等支援研修 センターが行う学校等支援研修 静東教育事務所地域支援課 静西教育事務所地域支援課 生涯学習企画課企画班

電話番号 055-920-2243 電話番号 0537-29-5533 電話番号 0537-24-9706